

# 指定管理業務点検・評価シート（令和5年度業務）

令和6年7月19日

施設名	ライフル射撃場	所在地	西伯郡南部町猪小路806
施設所管課名	地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	鳥取県ライフル射撃協会	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	ライフル射撃競技の普及・発展のため
設置年月日	昭和57年 5月15日
施設内容	・敷地面積：13,036.00㎡ ・建築面積：835.68㎡
利用料金	・スモールボア：専用利用 1時間 2,800円、一般利用 1人1時間 130円 ・エア及びビーム：専用利用 1時間 1,390円、一般利用 1人1時間 70円
開館時間	午前9時から午後8時まで
休館日	毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフル射撃場の施設設備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等）</li> <li>ライフル射撃場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務</li> <li>その他管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作）</li> <li>利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務</li> </ul>
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	非常勤職員：2人〔計2人〕
	施設管理者（非常勤2）

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和5年度		121	129	57	97	53	81	73	45	43	18	24	46
令和4年度		37	187	130	111	23	55	125	57	50	31	29	63	898
増減		84	▲58	▲73	▲14	30	26	▲52	▲12	▲7	▲13	▲5	▲17	▲111

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和5年度		2	1	1	32	6	12	2	1	2	1	1	1
令和4年度		2	3	16	26	1	15	2	3	2	1	1	2	74
増減		0	▲2	▲15	6	5	▲3	0	▲2	0	0	0	▲1	▲12

5 収支の状況

区 分		令和5年度	令和4年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	62	74	▲ 12
		教室参加料			0
		イベント			0
		小 計	62	74	▲ 12
	事業外収入	雑入	30	28	2
		県委託料	1,047	1,079	▲ 32
小 計		1,077	1,107	▲ 30	
計		1,139	1,181	▲ 42	
支出	人 件 費	468	407	61	
	管理運営費	624	774	▲ 150	
	事 業 費			0	
	そ の 他			0	
	計	1,092	1,181	▲ 89	
収 支 差 額		47	0		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	—	無	—	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	—	無	—	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	—	無	—	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	—	6時間/日	—	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	—	自己申告	—	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	—	無	—	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	—	—	—	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	—	適	—	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	—	無	—	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	—			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
  - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区 分	取 組 内 容
	射撃場不在時の連絡方法

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設窓口や各競技関係の会議での意見受付、意見交換</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付</li> </ul>
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
特になし	

利用者からの積極的な評価
特になし

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項〕
ライフル射撃協会会員やその関係者（参加者の保護者等）によるボランティア作業を引き続き行い、草刈・清掃を実施。定期的な施設、備品等、射場周辺点検。異常気象時（台風、大雨、大雪等）の施設点検。感染症対策の実施。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
特になし

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	・定期的な清掃・除草、保守管理等が行われており、適切な維持管理が行われている。 ・事故や災害等が発生した場合の体制・対応が整備されている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。 ・個人情報についても適切に管理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔収入支出の状況〕	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔職員の配置〕	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。
〔 〕		
総 括	3	

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。  
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。  
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。